

## 第6章 伊勢原市の文化財保護に関する方針

### 1 基本理念

本市には、先人から受け継いだ豊かな自然と長い歴史、そのなかで育まれてきた数多くの文化財が伝えられています。それらは地域共有の財産であり、市民の誇りでもあります。こうした歴史文化を大切に後世へ継承していくことは、今に生きる私たち世代の責務です。

また、近年、地域の特性を生かしたまちづくりがクローズアップされ、市域の歴史文化を本市の強みとして確実に保存し、活用していくことが求められています。こうした認識のもと、本市としては、文化財保護に対する基本理念を次のように考えます。

まず眠っている文化財を調査により把握し、学術的評価を明らかにします。その成果を公表し、価値を地域で広く共有することで、文化財の適切な保存を図ります。また、活用においては、郷土の歴史文化を身近に感じられるよう学び、触れあう場をつくとともに、機会に応じた情報発信に努めます。更に、市、市民、事業者及び文化財の所有者と連携し、歴史文化を地域の活性化やまちづくりにつなげていくことを目指します。

「調査」を起点とし、明らかにした“価値の共用化”から、「保存」と「活用」を循環させることで“更なる価値の発見”が「保存」への原動力となり、魅力的な「活用」へと結びつくことを目指します。その過程で、“ひとづくり”を図りながら、地域活性化やまちづくりへとつなげていこうとするものです。以上のことから、目指す方向性を次のとおりとします。

目指す方向性 : 「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」

### 2 施策展開に当たっての考え方

本市の文化財保護の現状と課題を踏まえ、次に掲げる基本的な考え方により、目指す方向性「歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用」の実現を図ります。

#### ■基本的な考え方1：文化財調査の計画的、継続的实施と価値の共有化

市域に所在する文化財を把握し、内容、状況を明らかにする調査を計画的、継続的に実施し、本市の歴史文化を確認するために必要となる広域的な情報収集等を進めます。また、文化財に関する情報を適切に管理するとともに、効果的に公表し、文化財の適切な保存と魅力的な活用につなげます。

#### ■基本的な考え方2：所有者を支える連携による文化財の保存

文化財の指定・登録制度や国、県の支援制度を有効活用し、文化財を健全な状態で将来へ継承していくため、所有者、行政が一体となった計画的な保存、管理に努めます。文化財所有者や事業者、市民団体等との連携により、文化財と周辺環境を含む、地域で文化財を継承していく環境づくりを進めます。



■基本的な考え方3：文化財の活用による価値の共有、地域活性化とまちづくりへ

文化財情報の積極的な発信、地域の歴史や文化財を活用した学習機会の提供、体験などによる文化財を身近に感じられる事業の展開などにより、文化財を通じた地域への愛着と誇りを育み、価値の共有化を図ります。また、地域資源としての文化財の積極的な活用により、地域活性化へとつなげ、まちづくりに活かす取組を進めます。

■基本的な考え方4：文化財を継承する人のつながり

文化財を継承していくために必要となる人材を確保するため、継続的にその養成に努め、また、そうした市民団体の自主的な活動を支援していきます。文化財保護の意義を認識し、それに関わる活動の楽しさを体感することで、文化財を継承していく人と意思をつなげていきます。

上記の施策展開に当たっての基本的な考え方に基づく次の取組方針により、文化財保護に関する体系的かつ効果的な施策を展開します。なお、文化財保護の現状と課題を踏まえ、以下では、基本的な考え方1～3に、文化財の「調査」、「保存」、「活用」を対応させ、更にそれらの項目に深く関係し、その実践の鍵となる基本的な考え方4の「人材の育成」を加えた4項目に整理しました（図18）。

### 3 文化財調査に関する方針

#### （1）文化財調査・研究の継続的な実施

市域に所在する文化財の適切な把握に向け、市民や民間団体等の協力を得ながら、新たな文化財の発掘や状況確認のため、計画的、継続的な調査に努めます。また、充実すべき分野や本市の歴史文化の特徴に沿った分野については、戦略的、重点的な調査・研究を実施します。

#### （2）収集した資料の調査、整理の継続的实施

伊勢原の歴史や市域で起きた出来事をより正確に後世に伝えるため、また、今後の有効活用を図るため、市が所有している文化財、資料を整理し、継続的な調査を進めます。

#### （3）関連団体・機関との連携、市民団体の支援

本市の歴史文化を明らかにするために、所有者、関連団体、国・県・市町村の関係機関等との連携を図ります。市民団体の手による文化財調査に対しては、市が指導、助言をするなど、支援を行っていきます。

#### （4）文化財に関する適切な情報収集と管理、効果的な公開

必要に応じて、広域的な情報収集を図り、また、これまでに実施してきた調査などにより得られた情報を適切に管理するため、文化財に関するデータベースの構築を図ります。新たに得られた情報については、随時データ更新を行うとともに、効果的な公開方法を工夫して、成果の公表を行います。

### 《文化財調査に関する方針》

- 市の歴史文化の特徴に沿った戦略的、重点的な調査の実施
- 市域の文化財の把握、状況を明らかにする計画的・継続的な調査の実施
- 市所有資料の有効活用に向けた必要な調査・整理の継続的な実施
- 文化財調査に関する関係団体、機関との連携、市民団体の活動支援
- 収集した調査情報の管理・データベース化
- 調査成果の公表、インターネットを利用した効果的な公開
- 事業者の負担軽減に向けた発掘調査の効率化の検討

## 4 文化財保存に関する方針

### (1) 文化財としての計画的な指定・登録

文化財保護法及び県条例に基づく指定・登録を受けたもの以外の文化財について、調査研究の成果に基づき、所有者の同意を得たうえで、市条例に基づく指定及び登録制度の運用を積極的に進めます。国の登録文化財制度についても、根拠となる調査成果に基づき、市として積極的に働きかけを行います。

また、本市の大山講を伝える先導師旅館と周辺一体の景観の保全に対しては、景観法や伊勢原市景観条例に基づく制度の運用のほか、歴史的建造物をまとまりで評価する伝統的建造物群や、生業を活かしながら地域の景観を保全していく文化的景観の考え方を参考に、今後の方策等を検討する必要があります。

### (2) 文化財の計画的な修理

調査結果や指定・登録状況等を踏まえ、国指定文化財については今後作成する保存活用計画に基づき、国や県の補助制度等を最大限活用した中で、文化財の適切な保存修理を実施します。また、市は、市条例に基づき、貴重な文化財の保存修理を支援します。

### (3) 文化財の適切な管理と防災対策

市は、文化財の所有者、管理者に対して、文化財の保管環境を整備し、日常的に文化財の状況を把握して、適切な維持管理に努めるよう指導、助言を行います。また、関連団体等の協力を得ながら、防災・減災対策、災害時の対応、訓練など、貴重な文化財の保存に向けた活動を展開します。

以上のことに関し、文化財の修理を含めた適切な維持管理を将来に渡って実施していくため、文化財所有者と市は協力して、文化財保護法に規定された保存活用計画の作成に向け取り組むこととします。

### (4) 市所有文化財の保管

市が所有する文化財に対しては、その適切な保管のため、そして有効活用を図るため、保管施設の確保、保管環境の整備に努めます。



写真 115 所有者による防火訓練

### (5) 所有者不明文化財の保存

市内には、石塔や石仏のように、所有者が明らかでない文化財も多数所在しています。それらは地域で守られてきましたが、その全てを公的に保存していくことは現実的には困難です。悉皆的調査により、所在や形状、製作年代等を把握したうえで、指定・登録制度を運用し、選択的な保存策を講じていくこととします。

#### 《文化財保存に関する方針》

- 文化財保護条例に基づく指定・登録制度の積極的運用
- 国・県・市指定文化財の計画的な保存修理
- 所有者との連携による文化財の適切な維持管理と保存活用計画の作成
- 文化財の防災、防犯対策の検討
- 市所有文化財の保管施設の確保、適切な保管環境の整備
- 所有者不明・未指定文化財に対する適切な保存策の検討

## 5 文化財活用に関する方針

### (1) 文化財の公開等による普及啓発の推進

市民の文化財への理解とその保護に対する認識を高めるため、所有者等との調整を踏まえ、文化財の展示会や調査結果の積極的な公開、また、講座や講演の開催など、普及啓発を推進します。また、歴史や文化財がより身近なものと感じることのできるよう、体験を重視した事業を展開します。活用事業の内容については、対象とする年齢層の拡大や新規参加者の増加など、新たな工夫に努めます。

### (2) 文化財活用施設・環境の整備

既存施設の利活用を含めた常設展示施設・市民活動の場所の確保など、文化財の保存・活用を図るための環境整備を進めます。また、それぞれの文化財や日本遺産の構成文化財に対しても、所有者の意向を確認しながら、標識や説明板の設置、更に公衆トイレや安全柵等、見学者向けの環境整備を図る取組を進めていきます。

### (3) 学校教育における文化財の活用

伊勢原の子どもたちに地域の生きた歴史を学ぶ機会を創出するため、文化財を活用した体験授業や市域の文化財を題材にした副読本の作成、配付など、教育センター等と連携をとりながら、文化財を活用した学習機会の充実を図ります。

### (4) 文化財に関する広報活動の推進

伊勢原の歴史や文化財の持つ魅力について、市民をはじめ多くの方々の理解を得るため、出版物の発刊、メディアへのきめ細かな情報提供、インターネットを活用した情報発信等、多様な媒体を活用した多面的な広報活動に取り組みます。特に、文化財ホームページである「いせはら文化



写真 116 文化財解説案内板

財サイト」については、カラー写真や映像など、ビジュアルな情報を掲出することができ、また、英語の解説を付すことで、伝統的な日本文化に関心をもつ諸外国の人々への情報発信が可能であり、より効果的な活用が期待できます。



写真 117 文化財サイトの映像

#### (5) 関係機関等との相互連携と活動支援

文化財の保存と活用に関し、関係機関や市民団体等との相互連携を図るとともに、所有者や市民団体が自発的に企画する活用事業に対しては、市として支援に努めます。これまで関係が薄かった組織や機関については、文化財の活用事業を通じて新たな関係を築くことを目指します。また、市内の横断的な連携と連動により、効果的な取組を展開します。

また、歴史、歴史文化は、必ずしも現在の行政単位に納まるわけではないので、県や県内の市町村、博物館や資料館等の関係機関とも連携を図り、更にテーマによっては、より広域な協力体制のもと、効果的な活用の取組を目指します。

#### (6) 文化財を活かした知名度向上の取組

豊かな自然や歴史文化といった伊勢原の魅力に関する情報を国内外へ積極的に発信することで、市の知名度や好感度を上げ、地域の活性化に向けた「シティプロモーション」を進めます。



図 19 シティプロモーションマークとクルリン

#### (7) 文化財を活かした地域活性化

文化財の公開や伝統行事の開催など、多くの来場者が見込めるイベントや、景色、花、食、スポーツ等他の地域資源との組合せによる誘客など、文化財を地域活性化につなげていく取組を進めます。市の内外の多くの人々に、伊勢原の歴史文化を知ってもらう機会となり、文化財の価値の共有と保護の意義の理解につなげていきます。ただし、文化財の価値を損なわないようにするために、方法の検討、専門家による状況の確認等の十分な対策が必要です。

#### 《文化財活用に関する方針》

- 幅広い年齢層へ向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的  
事業等の積極的な活用の推進
- 常設展示施設や文化財活用の拠点施設の確保の検討
- 文化財の見学に際する環境整備の推進
- 学校との連携による文化財の教育活用の充実
- 様々な媒体を通じた文化財情報の発信、公開等による普及啓発の推進
- 関係機関等との相互連携による文化財の活用範囲の拡大、活動の支援
- 効果的な情報発信によるシティプロモーション
- 地域活性化へつなげる観光事業としての文化財活用の推進
- 文化財の保存に配慮した活用方法の検討、選択

## 6 人材育成に関する方針

### (1) 文化財調査・保存・活用を担う人材、団体等の育成と支援

地域で文化財を継承していくために、歴史解説アドバイザー養成講座などにより、文化財の調査、保存、活用を担う人材を育成し、その実践を行う市民団体の継続的な活動を促進するため、必要な支援を行います。また、そうした活動を公開し、歴史文化の大切さや将来に継承する必要性、更に、地域の文化財に関わる楽しさを広く伝えることで、さらなる市民活動の活性化につなげていきます。

また、伊勢原市地域まちづくり推進条例に基づく市民まちづくり団体の登録指定などの制度を活用し、市民との協働によるまちづくりを促進します。



写真 118 市民団体による文化財展示

### (2) 文化財保存団体の活動支援と後継者の育成を目指す活用

無形民俗文化財等を伝承する団体に対して、発表や公演の場や体験の機会を確保するなど、活動の支援に努めます。また、多くの方々に関心を持ってもらうような文化財の活用、特に若年層への情報提供、体験機会の創出に取り組みます。



写真 119 大山能狂言親子教室

### (3) 文化財所有者の後継者育成

少子高齢化とともに、文化財の所有者や関係者も高齢化が進んでおり、世代交代等がままならない状況が認められます。文化財管理のノウハウや適切な取り扱いについての情報共有など、支援を行います。

#### 《人材育成に関する方針》

- 文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援
- 無形民俗文化財等の後継者育成を目指す保存団体等の活動支援
- 文化財後継者の育成のための公開・活用事業、文化財所有者の管理ノウハウの継承